

平成24年度



ランキング発表！

増加↑

燃やせるごみ

RANK	市町村名	一人当り
1位	滝川市	353g
2位	赤平市	304g
3位	雨竜町	295g
4位	新十津川町	256g

増加↑

生ごみ

RANK	市町村名	一人当り
1位	赤平市	153g
2位	新十津川町	139g
3位	滝川市	136g
4位	芦別市	126g
5位	雨竜町	110g

微増↑

不燃ごみ

RANK	市町村名	一人当り
1位	雨竜町	46g
2位	滝川市	45g
3位	赤平市	45g
4位	新十津川町	40g

微減↓

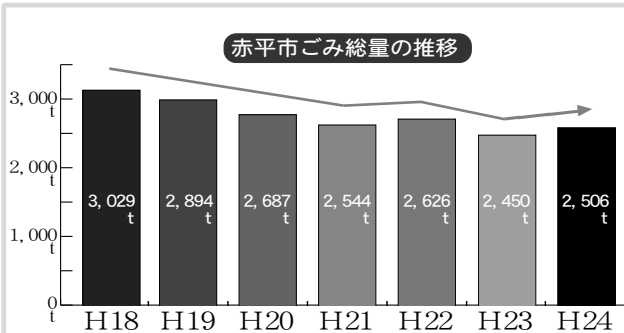
粗大ごみ

RANK	市町村名	一人当り
1位	滝川市	49g
2位	雨竜町	38g
3位	赤平市	29g
4位	新十津川町	27g

微減↓

資源ごみ

RANK	市町村名	一人当り
1位	雨竜町	63g
2位	新十津川町	55g
3位	赤平市	36g
4位	滝川市	35g



更なる努力でごみを減らしましょう！

平成24年度、中空知衛生施設組合の市町別ランキングが発表されました。赤平市は残念ながら生ごみが2位から1位になり、他は昨年と変わらない順位です。全体的にごみの排出量が増加しましたが、特に燃やせるごみと生ごみの増加が目立ちます。分別を徹底し、生ごみは水分をしっかりと切って出しましょう。焼却施設の新設やごみ袋製造コストの高騰等もあり、ごみ袋の値上げも検討課題となってきています。皆さんの一人ひとりの地道な努力でごみの量は着実に減らすことが出来ます。今後も更なるごみの減量に努めましょう。

ごみ処理手数料の福祉減免

平成25年度

「ごみ処理手数料の減免(指定ごみ袋の交付)」を行います。

指定交付日 6月20日(木)～28日(金)(土・日は休み)

交付場所 ◆市役所環境交通係 ◆茂尻支所
◆平岸連絡所

- ▶必ず印鑑をご持参ください。
- ▶指定交付日に来られない方は、7月1日(月)以降7月31日(木)までに市役所環境交通係までお越しください。(必ず期間内に申請してください。)
- ▶し尿処理手数料等滞納がある方は交付を受けられません。
- ▶初めて申請される方は、環境交通係のみの受付となります。

対象世帯

- ①生活保護世帯
- ②70歳以上の単身世帯で25年度の市民税が非課税の世帯
- ③母子及び寡婦世帯で、次のいずれかに該当する子を扶養している世帯
 - ▶満20歳未満
 - ▶身体障害者手帳「1級」及び「2級」
 - ▶療育手帳の判定が「A」
 - ▶精神障害者保健福祉手帳「1級」

※母子及び寡婦世帯とは、母親の収入のみで生計を維持し、25年度の市民税が非課税又は均等割のみ課税世帯。

ごみの不法投棄は重大な犯罪です!!

「不法投棄が行われている」、「不法投棄をしようとしている」、「不法投棄をして逃げていった」などの行為を見かけた場合は、無理のない範囲で場所、時間、車のナンバーなどを記録し、警察に通報してください。

なお、不法投棄を行った場合は、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金が課せられます。

野焼きは禁止されています！

ごみを燃やすと悪臭や煙だけでなく、ダイオキシンを発生させ、人の健康への影響が心配されます。ごみは野焼きせず、市のごみ収集や資源として出すなど適正に処理してください。

【例外的に認められている行為】

- (1)国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- (2)震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- (3)風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- (4)農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却

※例外的に認められている場合であっても消防署等への事前協議や届出が必要になりますのでご注意ください。

6月5日 環境の日



6月5日は環境の日です。1972年6月5日からストックホルムで開催された「国連人間環境会議」を記念して定められたものです。

国連では、日本の提案を受けて6月5日を「世界環境デー」と定めており、日本では「環境基本法」(平成5年)で「環境の日」を定めています。

また、平成3年度から6月の一カ月間を「環境月間」とし、全国で様々な行事が行われています。



年金 information

ねんきんいんふめーしょん

結婚した！ 転職した！ 退職した！
こんなときは
国民年金種別変更の
手続きが必要です！

戸籍年金係 ☎32-1823

国民年金制度では、国内に居住する20歳から60歳までのすべての方に、加入が義務付けられています。国民年金の加入種別は、次の三種類に分かれており、届け出は加入時だけでなく、種別が変わったときにも必要です。種別変更の届け出を忘れると、年金が受け取れないこともありま

国民年金の加入種別

- 第一号被保険者
自営業や農業・林業の方とその配偶者、20歳以上の学生、フリーターの方等が対象となり、加入や種別変更の手続きは、市町村役場の国民年金担当窓口で行います。
- 第二号被保険者
会社や官公庁にお勤めの方、つまり厚生年金や共済組合に加入している方が対象になります。加入手続きは、会社や官公庁が行います。
- 第三号被保険者
国民年金の第二号被保険者に扶養されている配偶者の方が対象となり、届出は、配偶者の勤務先を通じて行います。

種別変更となるケース

- 第一号被保険者となるケース
第二号被保険者が退職されると第一号被保険者(第三号被保険者になる場合は除く)となります。また、その方に扶養されていた第三号被保険者がいる場合、その方も第一号被保険者になります。
- 第二号被保険者になるケース
第一号被保険者又は第三号被保険者が就職して厚生年金等に加えると第二号被保険者になります。
- 第三号被保険者になるケース
会社等を退職して厚生年金等に加入されている方の被扶養配偶者になる方などが第三号被保険者になります。

詳しくはお近くの年金事務所へお問い合わせください。 砂川年金事務所 ☎52-2144

赤平市市税等収納向上対策本部

市道民税の納期内納付にご協力を！

今年度の市道民税第1期分の納期限は、7月1日(月)です。
税負担の公平性を保つために、今後とも納期内納付にご協力願います。

特別な事情がある方はご相談ください！

市税を納期限までに納付できない方や、分割納付を希望する方は、納税係にご連絡願います。たび重なる督促や催告にもかかわらず、納付の意思が確認できない方に対しては、財産調査をし、強制執行(差押)を行うこともありますので、ご注意ください。

また、悪質な滞納者とみなされれば、さまざまな行政サービスの制限を受ける場合がありますので、ご注意ください。

■問合せ 納税係 ☎32-2219

市税・使用料等の納付は便利・確実・安心な口座振替を！

お仕事など日中忙しく不在がちな方や、うっかり忘れがちな方に、納期ごとに市役所や金融機関へ行く手間がはぶけ、納め忘れの心配のない便利で安心な口座振替をおすすめします。口座振替の手続きは、通帳とお届けの印鑑をもって市役所各収納担当係、市内金融機関もしくは最寄の郵便局で簡単に手続きできますので、是非ご利用ください。

▶納税(付)相談について◀

平日、午前8時30分から午後5時までの間、随時担当係で納税(付)相談を行っていますので、ご利用ください。

▶今月の納税◀

- 市道民税 第1期
 - 介護保険料 第2期
- 納期期限 7月1日(月)まで

■事務局■
税務課納税係
☎32-2219

消防本部・署からのお知らせ

イナバ 子供用資機材の寄贈 ジャンププロジェクト



この度、イナバ ジャンププロジェクトで赤平市消防署に「北海道日本ハムファイターズの稲葉篤紀選手」より、子どもたちが不慮の事故でケガをした場合に使用する資機材が寄贈されました。

普通救命講習Ⅰの開催



私たちは、いつでも突然のケガや病気におそわれるか予測できません。このような時、救急隊が到着するまでに最大限できる努力が「心肺蘇生法」＋「AED」です。消防本部では、AEDの使用法を含めた心肺蘇生法の講習「普通救命講習Ⅰ」の受講者を募集しています。

日時 6月15日(土) 9時～12時
場所 消防本部会議室

受講資格

中学生以上の赤平市内在住若しくはお勤めの方
※お一人でも受講することが可能です。

費用

無料

定員

10名程度

募集期間

6月1日(土)～12日(木)

申し込み

消防署救急係
32-3181

「自宅の「火災報知器」の設置はお済みですか？点検は？」

全ての住宅に「住宅用火災警報器」を設置する必要があります。

「住宅用火災警報器」にホコリなどが付くと火災を感じにくくなります。半年に1回は掃除機などでホコリを取り、定期的に作動点検を行いましう。一般社団法人日本火災報知機工業会では、ホームページにて、「住宅用火災警報器の警報が鳴ったときの対処方法」を掲載し、ご自宅に設置されている住宅用火災警報器の取扱説明書がない場合でも、適切に維持管理で



きるよう、メーカー別の機種ごとに、警報が鳴ったときの正しい対処方法等に関する情報提供を行っております。

一般社団法人日本火災報知機工業会ホームページ
http://www.kaho.or.jp/text/user/awm09_p01.html

住宅用火災警報器に関する質問などは、「住宅用火災警報器相談室」
0120-565-911へお問合せください。

受付時間 月曜日～金曜日 9時～17時(祝祭日を除く)

防火対象物点検資格者再講習

日時 7月26日(金)
8月20日(火)
9月17日(火)

会場 札幌市民防災センター
札幌市白石区南郷通6丁目北2-1

申請先 (公財)札幌市防災協会
〒003-0023
札幌市白石区南郷通6丁目北2-1

申請期間 6月3日(月)～
申請方法 持参または郵送

問合せ 消防本部予防係
32-3181

問合せ 消防本部予防係
32-3181

問合せ 消防本部予防係
32-3181

市民健康公開講座



おしっこで悩んでいませんか？
—近い？出にくい？もれる？—

演題

「おしっこの話さまざま」

講師

市立赤平総合病院 泌尿器科
たかつか けいじ
高塚 慶次 先生

日時 6月24日(月) 17時30分～18時30分
会場 市立赤平総合病院 3階講義室

問合せ 業務サービス向上委員会(病院内)
担当: 東 32-3211(内線415)

「訪問リハビリ」ははじめました！

「訪問リハビリ」では、通院が困難な方のご家庭にリハビリ専門のスタッフ(理学療法士)が直接お伺いし、日常、生活をしている環境のなかで実践的なリハビリを実施することで、安心して自宅での生活が送れるように支援いたします。



具体的なリハビリ内容は…

- ▶ 関節の変形拘縮(恒久的な硬化)の改善
- ▶ 寝返りなどの体位変換・介助方法の指導
- ▶ 起き上がりや座る訓練・介助方法の指導
- ▶ 福祉用具・住宅改造についてのアドバイス など…

病状や環境を考えた機能訓練と介助指導を行います。

内容の詳細につきましては、お気軽にご相談ください。

問合せ 市立赤平総合病院 地域医療科 32-3211(内線350)